

城南第二営業部

～ 毎回市の目玉商品をご案内しています ～ 【2021年3月18日号】



杉 KD特等 3.0×10.5×3.00
＜福島県産＞



杉 KDA 3.0×10.5×3.00
＜茨城県産＞



杉 KD特等 4.5×10.5×3.00
＜福島県産＞



杉 KDA 10.5×10.5×3.00
＜福島県産＞

◆◆◆ 次回（3月29日）広葉樹原木市を開催いたします ◆◆◆
栃木県産 広葉樹（サクラ・ナラ） 19m3



弊社ホームページで詳細をご覧ください

<http://www.mokuzai-ichiba.jp/>

ホームページ → 最新のお知らせ →

2021/03/18原木市のご案内

火災保険の補償のイメージ

主な補償
火災、落雷、破裂・爆発、風災、雷災、雪災、外部からの物体の落下、水漏れ、盗難など

主に特約付帯など
水災、破壊・汚損、地震、個人賠償責任

付帯サービス
水のトラブル、カギのトラブル、健康相談、法律相談など

保険料の例

ある保険会社の1年分の保険料例	木造 1000万円あたり		マンション 1000万円あたり	
	東京	大阪	東京	大阪
火災保険料 ※主な補償	6540円	6790円	3110円	2810円
水災補償の上乗せ保険料	9260円	9260円	1540円	1540円
破壊・汚損等の上乗せ保険料	650円	650円	650円	650円

（注）大手保険会社の見積もりを基に作成

FPがお悩み解決 火災保険の見直し



ファイナンシャルプランナー（FP）
前野和さん

6年前に新築一戸建てを購入した際、色々な器具や設備の保険に加入しましたが、ほぼ記憶にありません。最初から加入しない選択肢もあったのでしょうか。（50代男性）

「もしもの時に困らないように」と、火災保険の補償を「発生頻度は高くない」「でも「い」起るかわからない」と、そして「起った時に貯蓄ではカバーできない」とへの備えです。だから「起らない可能性もあるから、起った時は自分の貯蓄で賄う」と覚悟とお金があれば、加入しない選択もありです。保険では「トラブルを事故」と言いますが、発生した事故が保険の対象になっていて、さらに保険会社などに請求して初めて保険金が受け取れます。保険料を支払っているのに請求しないのは一番もったいない話です。補償の詳細や契約期間中の変更ルールは、保険会社や共済のプランにより異なりますが、不要なものがないか、この機会に確認しましょう。

日本の法律では、失火による賠償責任が限定されています。重大な過失の場合を除き、もういっ火で自分の家が燃えても賠償請求できません。内閣府の調査では建物に火災保険などをかけている割合は約85%。もしもの時に家を建て替える資金が準備できないなら、火災保険は必須です。一口に火災保険といっても「もしもの時に困らないように」と、火災保険の補償を「発生頻度は高くない」「でも「い」起るかわからない」と、そして「起った時に貯蓄ではカバーできない」とへの備えです。だから「起らない可能性もあるから、起った時は自分の貯蓄で賄う」と覚悟とお金があれば、加入しない選択もありです。保険では「トラブルを事故」と言いますが、発生した事故が保険の対象になっていて、さらに保険会社などに請求して初めて保険金が受け取れます。保険料を支払っているのに請求しないのは一番もったいない話です。補償の詳細や契約期間中の変更ルールは、保険会社や共済のプランにより異なりますが、不要なものがないか、この機会に確認しましょう。

補償は多岐にわたり、保険料も地域や建物、保険金額によって変わります。相談者さんは器具や設備の保険に加入したそうですから「電気的・機械的事故の特約」を付けたのかもかもしれません。この特約では、例えば、給湯器がショートした場合の修理代や買い替え費用が支払われます。また「知らなかった」補償で多いのが「不測かつ突発的な事故による破損・汚損等」です。「高級ラグにコーヒースのクリーニング代や修理代や買い替え費用などを保険で賄うものです（車の修理費用は自動車保険の特約です）。日常での身近な事故を保障で賄うのか、それとも貯蓄を使うのか。現実的な修理費用と特約保険料を比較し、加入の要否を判断しましょう。補償内容は「名称」による思い込みにも注意が必要です。例えば「水災補償」は全ての水災に対応してくれると思っている方もいるのではないのでしょうか。確かに床上浸水や土砂崩れは対象になりますが、床下浸水の場合、地盤から45cm以上という条件があるのが一般的です。インターネットで「重ねるハサードマッ」と検索して住所を入力すると自宅の水災リスクがシミュレーションできます。マンションの高層階の水災補償の必要性は感さそうですね。なお、マンションの管理組合が加入している保険は、共用部分のみです。自分の家（専有部分）は自分の火災保険で守る必要があります。賃貸住宅の場合も別の注意が必要です。もしも「うっかり火事を起こしてしまった場合でも、大家さんには元通りにして返さなければなりません。その費用をカバーしてくれるのが火災保険の「借家人賠償責任保険特約」です。引越して自分が持ち込んだ家財に保険をかける際、特約として付けて加入します。ただ、入居時の2年契約が切れた後、火災保険自体を更新せずに放置している人も少なくありません。保険料を節約したつもりが無保険という大きなリスクを背負うことにならないよう、火災保険の契約状況や自身は小まめに確認しておくことが大切です。加入済みの火災保険を変更するために解約したり、不要な特約を外したりする場合、残っている期間の保険料相当分は返還されます。事故が起こった場合のダメージと火災保険料、そして貯蓄のバランスで検討してみてください。

日本経済新聞(2021年2月20日号)より抜粋

株式会社 山形城南木材市場
第三営業部担当:柴崎・木村

〒990-2307 山形市表蔵王60番地の1
TEL.023-688-2200 FAX.023-688-2012
Email: jonan@mmy.ne.jp

